適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 \																			[1/	/2]
令和	1 年	. 月	日		,		ザナ)	ŀ	(∓ 7	'33 -	- 00	22)										
					住 (法 <i>)</i>	人の	場合	•)[❸ (法人	の場合	のみ公	表されず		12.0	1101							
					本が		又 事 務	は所														
				申			在	地							(電話	番号	082		942		322	1)
					(フ 	リオ	ザナ)		(〒 7	'33	- 00	22)										
					納 税 地				広島県広島市西区天満町12-9-1101													
					VAL 1	176	115															
				請	(7	リメ	ガナ)	\dashv	スス゛カ	ワ カス゛	` <u> </u>				(電話	番号_	082		942		322	1)
					l				⊗													
					氏 名	又	ま 名	称	鈴川	夏	寿美											
				 者	(7	リメ	ガナ)															
				<u>有</u> 	 (法/	人の	場合	.)														
١.	÷				代表	者	氏	名														
	広島西	_ 税務	署長殿		 法		番	号			ı	1	1		1	1			1	1		ı
	の申請	書に記	載した	 次のヨ	事項 (❷				各請求	書発	 行事業	 	 録 <i>簿</i> に	こ登載	<u> </u> され.	 るとと	しもに	 . 国	税庁	ホー、	ムペー	 - ジで
公表	されま	す。	又は名				, 101	~= 1	H H13 - 3 +		1. 3. 71	C 11 111	231131	- 12 +74	C ., v		_ 0,-	`	<i>p</i> a, ,			, ,
2	法人(人格の	ない社	団等を	を除く。 登録番								斤の所	在地								
ま	た、常	用漢字	等を使	用し ⁻	て公表し	ますの	ので、『	申請	書に言	己載し	た文	字とク										
					求 書 発 第 5 条																	
					得税法(上 (五	成 28	3年法	律第	15 号) 附	則第	44条	:第1	項の	規定	ぎに
—— 会					期間の当						かる	場合は	は合系	11 5 年	- 6 月	30日)	でに		申請	書を	·提出
					和5年							<i>773</i> 🖂 (0. 14 1	,		00	, ,			т нт.		1/C LL
					このほ	申請書	を提出で					当する	る事業	者の区	分に				を付し	てく	ださい	,°
事	業	者	区	分							業者						兑事業					5 t av
							录要件 ₫													こは、	次葉	免税
			(特定其																			
合は	令和 5	年6月3	業者とた 10日)ま	きでに																		
なか	ったこ	とにつき	ることだ き困難だ の困難だ	よ事情																		
13- 00)	2 2011		フ四天に、	* 31 111																		
税	理	士	署	名	│ 税理: │ 税理		、長谷	}) :	会計													
			П	Н											(電話	番号	082	_	272	2 _	586	8)
*	整理				部門		由章	吉 伊	三月日			年	月	—————————————————————————————————————	通	信	月	ŕ		印確		
税務	番号		I		番号			H H	- /J F	<u>' </u>			力	一確認		乗号 カー	年 - ド/通	月知カー		日認		
署処	入力	処 理		年	月	日	番号 確認				身元 確認	□ ¾		書類			1./ 畑		連	+447E0T)	
理欄	登 録	番号	T	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		1											

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

														Г														
															氏。	名 又	は	名;	称	鈴川	夏	寿訓	美					
	Ī	该当	する	事	業者	う (の)	ヹゟ	分に	応じ	`\		こレ	印を	と作	けし言	記載	し	てく	ださ	ر بات								
		(平	成:	28年	三法	律组	第1	5号	·) ß	附具	則第	₹44	条第	₹4	項	の規	定	のj	窗用	所得 を けな	け。	よう	5 Z	する	5事	業者	する	法律
		個		人		番		号						1						l	1							
事		IIEI				THT		77																	_			
業		事業				日 は								_						法人のみ	事	業	年	三 度	自 至		月 —— 月	日
者		内宏				(法							年			月		日		記載			本				/J	円
l o																												
確	 等 事 業 内 容 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ○ 課 税 期 間 の 初 日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 ※ 令和 年 月 日 																											
認																年		月		日								
登録要件																												
0	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 🗸 はい 🗆 いいえ																											
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ います。														ハえ													
参																												
考																												
事																												
項																												